

ひとり暮らし高齢者 緊急通報事業

あんしん電話のご案内

自宅での体調急変時や火災などの緊急事態が発生したときに、**あんしん電話機のボタンを押すだけで**、必要に応じて救急車・消防車や近隣協力者等が**自宅に駆けつける「あんしん電話機」**やペンダントを貸出しています。

※機器類はすべて「貸出」のため、紛失時には、機器の料金を自己負担していただくこととなります。また、辞退届提出時には、返却が必要です。

※緊急時の救急活動等により、ドアなどの器物を破損することがあります。



健康状態や健康に関する生活上の困りごとについて、看護師などが常駐するコールセンターへ

24時間365日いつでも相談できます。
コールセンターから年4回「お伺い電話」をおかけし、体調の確認や機器の操作方法などの相談も行っています。

対象となる方

次のいずれかに該当する方が対象となります。

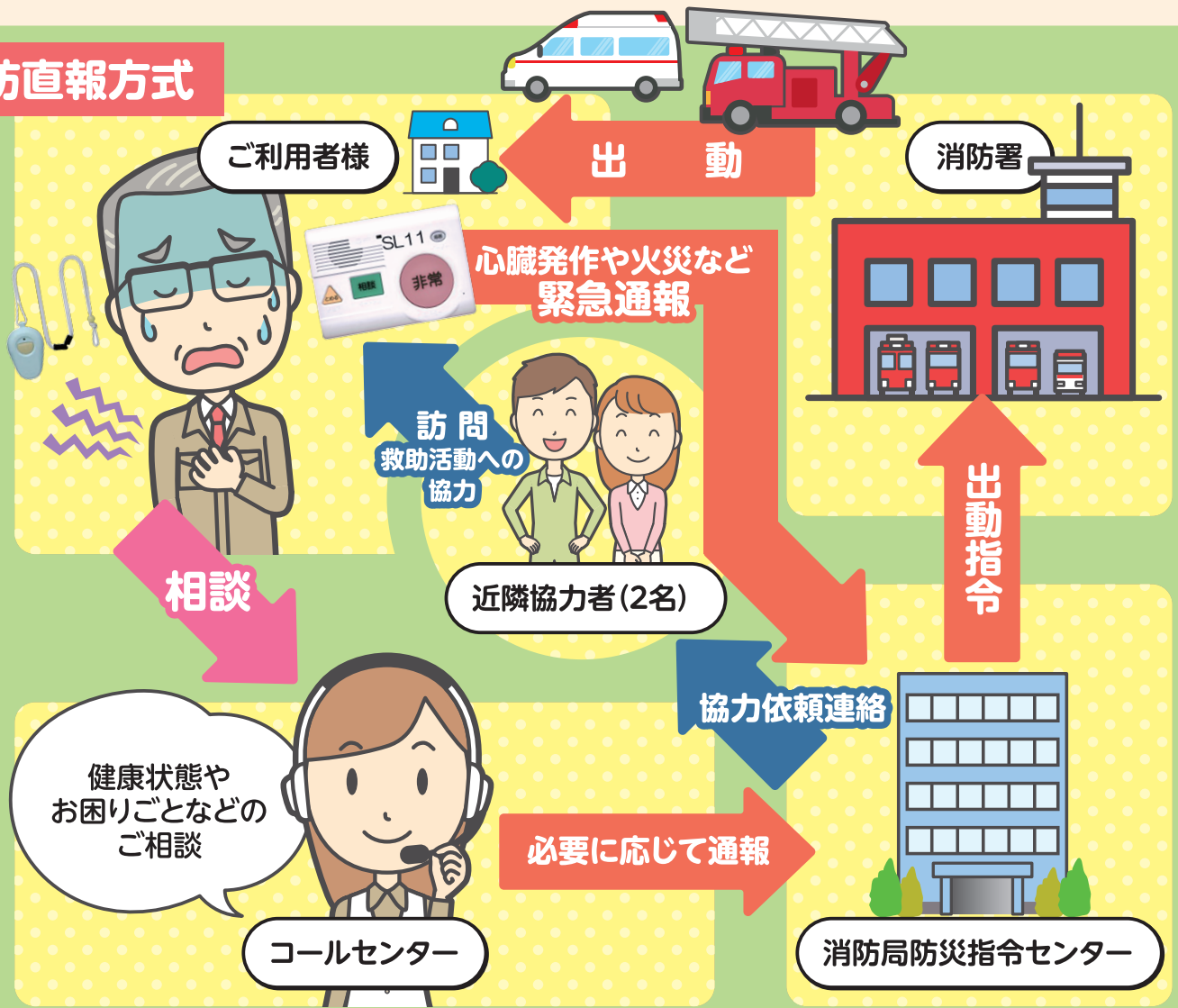
- 名古屋市にお住まいの65歳以上のひとり暮らしで、次の①または②に該当する方
 - ① 高血圧・心臓病等の慢性疾患等があり、日常生活で特に注意が必要な方
(医療機関へ定期的に通院を行っており、これまで病状の急変から身動きが取れなくなった方、またはその恐れがあると医師から注意を受けている方)
 - ② 心身に障害があり、緊急時に自力での脱出が困難な方
- 名古屋市にお住いの75歳以上のみ2人以上の世帯で、他の世帯員が寝たきり状態または寝たきりに準ずる状態にある方
(利用される方の疾患等の要件はありません)
- 名古屋市にお住いの65歳以上で、同居人がやむを得ない理由(就労・就学等)により長時間・断続的に不在にするため、ひとり暮らし状態になる方で、上記①または②に該当する方



近隣協力者について

- 近隣協力者とは、緊急時の救急活動が円滑に行えるよう、救急搬送の際に、親族への連絡、火元の確認、戸締り等にご協力いただく方のことです。緊急時の対応のため、夜間にも連絡が入る場合があります。
また、少なくとも1名の方は、25分以内に駆けつけられる方が必要です。

消防直報方式



特徴	非常ボタンを押すと、防災指令センターに直接つながります。 相談ボタンを押すと、看護師等が常駐するコールセンターにつながり、必要に応じて、救急車等の要請や近隣協力者への連絡を行います。
近隣協力者	2名必要ですが、駆け付けサービス ^(※1) を利用する場合は、近隣協力者1名もしくは緊急連絡先 ^(※2) 1名でも利用が可能です。
必要な回線	NTTアナログ回線(通報テストで正常通報を確認できた場合は光回線も利用可能です。)

(※1) 通報を受け、名古屋市が委託する警備会社の警備員が、原則30分以内に訪問します。(駆け付け員による身体介助はできません。) 利用料金は無料です。
駆け付けサービスのみをご利用の場合、ご自宅の鍵を警備会社でお預かりするか、ご自宅にキーボックス(無料で貸出・要返却)の設置が必要です。
(※2) 通報を受け、救急搬送をされたことを連絡する方です。(遠方の方でも登録可)

設置機器一覧(消防直報方式)



あんしん電話機(据置型)



無線ペンダント



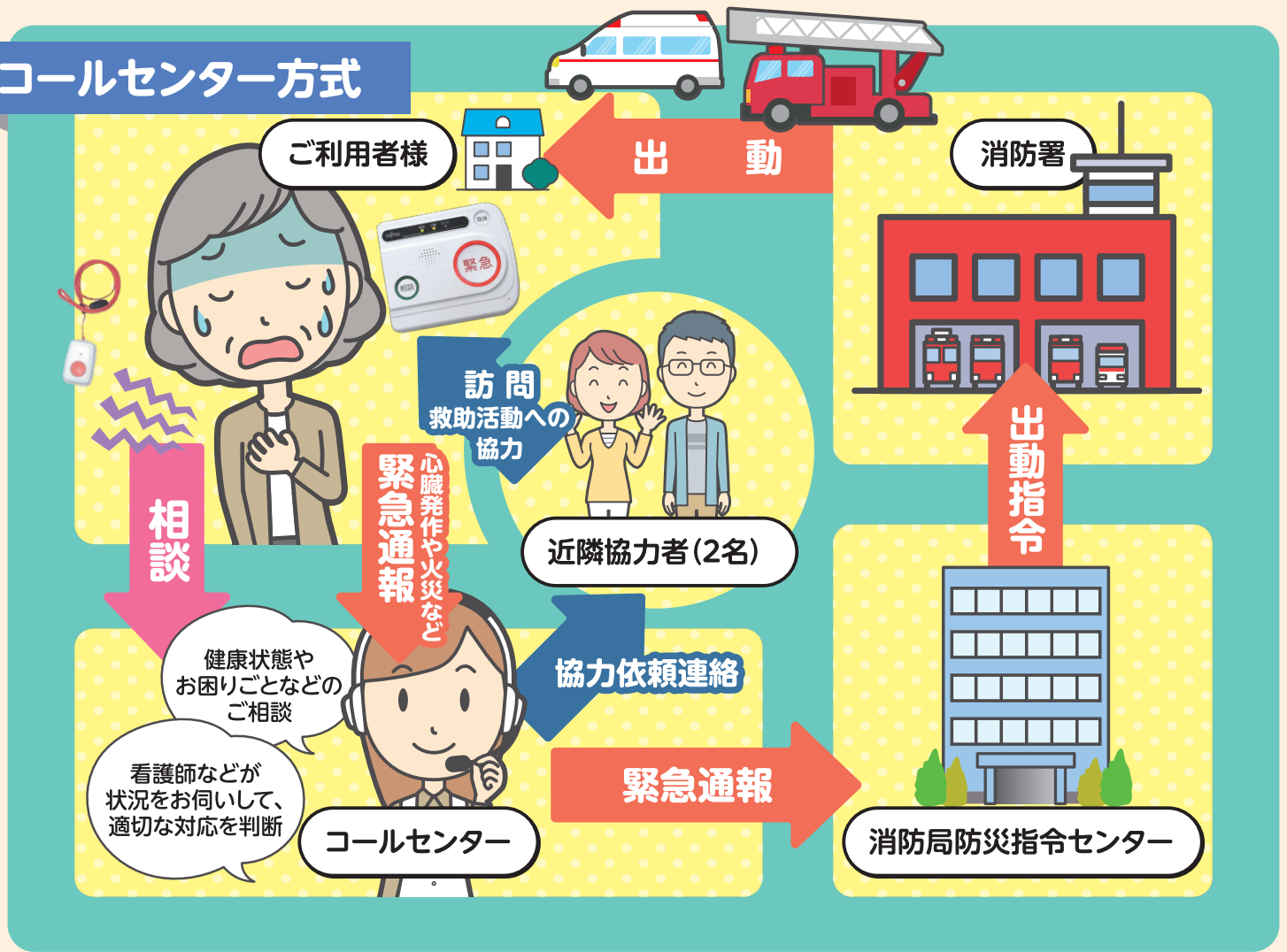
有線非常押しボタン
(希望者のみ)



有線火災押しボタン

○あんしん電話機の設置には、2か月程度かかります。○無線ペンダントや携帯型あんしん電話機の

コールセンター方式



特 徴	緊急通報ボタン、相談ボタンいずれを押しても、看護師等が常駐するコールセンターにつながり、必要に応じて、救急車等の要請や近隣協力者への連絡を行います。
近隣協力者	2名必要ですが、駆け付けサービス ^(※1) を利用する場合は、近隣協力者1名もしくは緊急連絡先 ^(※2) 1名でも利用が可能です。
必要な回線	NTTアナログ回線(通報テストで正常通報を確認できた場合は光回線も利用可能です。)自宅に固定回線がない場合でも、携帯型 ^(※3) のあんしん電話機 ^(※3) をご利用いただけます。 (あんしん電話機のご利用はご自宅の敷地内に限ります)

(※1) 通報を受け、名古屋市が委託する警備会社の警備員が、原則30分以内に訪問します。(駆け付け員による身体介助はできません。)利用料金は無料です。駆け付けサービスのみをご利用の場合、ご自宅の鍵を警備会社でお預かりするか、ご自宅にキーボックス(無料で貸出・要返却)の設置が必要です。
 (※2) 通報を受け、救急搬送をされたことを連絡する方です。(遠方の方でも登録可)
 (※3) 機器のご利用には、別にご自身の連絡先(携帯電話番号等)が必要です。

設置機器一覧(コールセンター方式)



電波は、ペースメーカーに影響を与える可能性がありますので、申請するときにお申し出ください。

ご利用料金

- 自己負担なし:前年(1~5月までは前々年)の所得が基準額(1,695,000円)未満の方
- 自己負担あり:基準額以上の方
使用料・保守料を毎月ご負担いただきます。

月 額	2,145円(税込)
-----	------------

※あんしん電話機
(据置型・携帯型)共通

※毎年、6月に所得の確認をさせていただきます。

- 初期設置費用、撤去費用は、名古屋市が負担します。(自己負担はありません)
※設置後、利用者の事情により工事又は現地訪問が発生した場合に要する費用は自己負担となります。
- 有線のあんしん電話機(コールセンター方式)をご利用の場合のみ
オプション(有料 税込550円)で「安否センサ^{*}」をご利用いただけます。

※安否センサとは、自宅での人の動きを検知し、動いた回数が一定数に満たない場合、異常であると判断し、コールセンターに通報が入るシステムです。動作、体調などの状況、異常、異変、事故等を即座に知らせるものではなく、また、利用者の方を救助するために通報するといった人命救助を目的とするものではありません。



安否センサ

火災警報器連動型について

- 心身に障害があり、緊急時に自力脱出困難な状態にある方は、煙式火災警報器を設置し、煙式火災警報器が火災を感知した時に、自動的に通報先に連絡できる「火災警報器連動型」のあんしん電話をご利用いただくことも可能です。

※あんしん電話機(据置型)のみ利用可能です。

※基準額以上の方は使用料・保守料として2,970円(税込)を毎月ご負担いただきます。



煙式火災警報器

申請・お問い合わせ先

千種区 福祉課 高齢福祉担当	753-1834	中川区 福祉課 高齢福祉担当	363-4409
東区 福祉課 高齢福祉担当	934-1196	中川区 富田支所区民福祉課 福祉担当	301-8376
北区 福祉課 高齢福祉担当	917-6533	港区 福祉課 高齢福祉担当	654-9691
北区 楠支所区民福祉課 福祉担当	901-2269	港区 南陽支所区民福祉課 福祉担当	301-8345
西区 福祉課 高齢福祉担当	523-4596	南区 福祉課 高齢福祉担当	823-9413
西区 山田支所区民福祉課 福祉担当	501-4975	守山区 福祉課 高齢福祉担当	796-4605
中村区 福祉課 高齢福祉担当	433-2912	守山区 志段味支所区民福祉課 福祉担当	736-2192
中区 福祉課 高齢福祉担当	265-2327	緑区 福祉課 高齢福祉担当	625-3957
昭和区 福祉課 高齢福祉担当	735-3912	緑区 徳重支所区民福祉課 福祉担当	875-2207
瑞穂区 福祉課 高齢福祉担当	852-9395	名東区 福祉課 高齢福祉担当	778-3008
熱田区 福祉課 高齢福祉担当	683-9406	天白区 福祉課 高齢福祉担当	807-3887